

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法・施行令・施行規則・告示対照表

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成12年法律第87号) 平成12年5月26日公布	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令 (平成12年政令第500号) 平成12年12月6日公布 (土地収用法読み替えを含む)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則 (平成12年総理府令第157号) 平成12年12月28日公布 (国土交通省告示(本則のみ)等を含む)						
(目的) 第一条 この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。								
(定義) 第二条 この法律において「大深度地下」とは、次の各号に掲げる深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。 一 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ 二 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるもののうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ 2 この法律において「事業者」とは、第四条各号に掲げる事業を施行する者であって大深度地下の使用を必要とする者をいう。 3 この法律において「事業区域」とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域であって第四条各号に掲げる事業を施行する区域をいう。	(建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さ) 第一条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項第一号の政令で定める深さは、地表から四十メートルとする。 (通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤等) 第二条 法第二条第一項第二号の通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるものは、その地盤において建築物の基礎ぐいを支持することにより当該基礎ぐいが一平方メートル当たり二千五百キロニュートン以上の許容支持力を有することとなる地盤(以下「支持地盤」という。)とする。 2 前項の許容支持力は、地盤調査の結果に基づき、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。 3 法第二条第一項第二号の政令で定める距離は、十メートルとする。	○国土交通省告示第291号(平成13年3月23日) (改正平成16年9月28日国土交通省告示第1162号) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を定める件 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を次のように定める。 基礎ぐいの一平方メートル当たりの許容支持力を算出する方法として国土交通大臣が定める方法は、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第五の一の表(二)項長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力の欄に掲げる式により算出された基礎ぐいの許容支持力を、基礎ぐいの先端の面積で除することとする。この場合において、同式における q_0 は、基礎ぐいの種類がアースドリル工法、リバースサーキュレーション工法又はオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐいの場合において算出される q_0 によることとする。 なお、基礎ぐいは、地表面より二十五メートルの深さから支持地盤とする地盤の上面より二メートルの深さに設けられるものとし、杭径を三メートルとして算出するものとする。						
(対象地域) 第三条 この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域(以下「対象地域」という。)について講じられるものとする。	(対象地域) 第三条 法第三条の政令で定める地域は、別表第一のとおりとする。 別表第一(第三条関係) <table><tr><th>対象地域の名称</th><th>対象地域の範囲</th></tr><tr><td>首都圏の対象地域</td><td>その区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯の区域内にある市(特別区を含む。)及び町村の区域</td></tr><tr><td>近畿圏の対象地域</td><td>その区域の全部又は一部が近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に</td></tr></table>	対象地域の名称	対象地域の範囲	首都圏の対象地域	その区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯の区域内にある市(特別区を含む。)及び町村の区域	近畿圏の対象地域	その区域の全部又は一部が近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に	
対象地域の名称	対象地域の範囲							
首都圏の対象地域	その区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯の区域内にある市(特別区を含む。)及び町村の区域							
近畿圏の対象地域	その区域の全部又は一部が近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に							

	<table><tr><td></td><td>規定する近郊整備区域の区域内にある市及び町村の区域</td></tr><tr><td>中部圏の対象地域</td><td>その区域の全部又は一部が中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域</td></tr><tr><td>備考</td><td>この表に掲げる区域は、平成十三年四月一日において定められている区域によるものとする。</td></tr></table>		規定する近郊整備区域の区域内にある市及び町村の区域	中部圏の対象地域	その区域の全部又は一部が中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域	備考	この表に掲げる区域は、平成十三年四月一日において定められている区域によるものとする。	
	規定する近郊整備区域の区域内にある市及び町村の区域							
中部圏の対象地域	その区域の全部又は一部が中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域							
備考	この表に掲げる区域は、平成十三年四月一日において定められている区域によるものとする。							
（対象事業） 第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に関する事業 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業 三 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 六 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の用に供する施設に関する事業 七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者（以下単に「認定電気通信事業者」という。）が同項に規定する認定電気通信事業（以下単に「認定電気通信事業」という。）の用に供する施設に関する事業 八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業 九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物に関する事業 十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業 十一 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業 十二 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの 十三 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、								

(事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用)

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一条及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項、第九十一条第一項並びに第九十四条第一項及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一条第一項中「第十一条第三項、第十四条又は第三十五条第一項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第十一条第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する第九十一条」と、「損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をする者を必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

(使用の認可)

第十条 事業者は、対象地域において、この章の定めるところに従い、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

(使用の認可に関する処分を行う機関)

第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

一 国又は都道府県が事業者である事業

二 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業

三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ 鉄道事業者がその鉄道事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ロ 認定電気通信事業者が認定電気通信事業（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ハ 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

ニ イからハまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、

(参考) 【土地収用法】（抄）※傍線部読み替え後
(証票等の携帯)

第 15 条 第 11 条第 3 項の規定によつて他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（事業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証票及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前 2 項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する証票及び許可証の様式は、国土交通省令で定める。

(測量、調査等に因る損失の補償)

第 91 条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 9 条において準用する第 11 条第三項又は第 14 条の規定により土地に立ち入つて測量し、調査し、障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことに因つて損失を生じたときは、事業者は、損失を受けた者に対して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知った日から 1 年を経過した後においては、請求することができない。

(前 3 条による損失の補償の裁決手続)

第 94 条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 9 条において準用する第 91 条の規定による損失の補償は、事業者と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、事業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

4 第 19 条の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第 94 条第 3 項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

5 収用委員会は、第 3 項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第 19 条第 2 項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第 3 項の規定による裁決申請

(証票及び許可証の様式)

第一条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条において準用する土地収用法（昭和二十六年法律 第二百十九号）第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する証票の様式は、別記様式第一とする。

2 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第二とする。

3 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する証票の様式は、別記様式第三とする。

4 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する許可証の様式は、障害物を伐除しようとする者にあつては別記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者にあつては別記様式第四の二とする。

5 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第四項の規定による証票の様式は、別記様式第五とする。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第二条 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第三項の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第六とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業 四 前三号に掲げる事業と共同して施行する事業 2 事業が前項各号に掲げるもの以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行う。	者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。 6 第 50 条及び第 5 章第 2 節（第 63 条第 1 項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第 50 条、第 61 条第 1 項、第 63 条第 2 項から第 5 項まで、第 64 条第 2 項及び第 66 条第 3 項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第 50 条第 2 項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第 2 項及び第 3 項中「第 48 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第 5 項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第 94 条第 8 項の規定による裁決」と、第 63 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「第 40 条第 1 項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第 43 条第 1 項の規定による意見書により申し立てた事項又は第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「第 94 条第 3 項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第 2 項」と、第 65 条第 1 項第 1 号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第 65 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 7 項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）」と読み替えるものとする。 7 収用委員会は、第 2 項の規定による裁決の申請が<u>大深度地下</u>の公共的使用に関する特別措置法の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。 8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第 6 項において準用する第 63 条第 2 項の規定による意見書若しくは第 6 項において準用する第 65 条第 1 項第 1 号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第 133 条第 2 項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から 60 日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴えを提起しなければならない。 10 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第 8 項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 22 条第 5 号に掲げる債務名義とみなす。 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第 29 条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。 12 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。	（事業概要書の様式等） 第三条 事業者は、法第十二条第一項の規定による事業概要書を別記様式第七により作成し、事業区域のおおむねの位置及び施設等の構造の概要を表示した事業概要図（平面図、縦断面図及び横断面図）を添付して送付するものとする。 2 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、事業計画の概要とする。 （事業概要書の公告の方法） 第四条 法第十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。 一 官報への掲載 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 （事業概要書について公告する事項） 第五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法第十二条第一項各号に掲げる事業概要書の記載事項 二 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間 三 公告された事業に関し法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整の申出ができる旨 四 法第十二条第五項の規定による申出期限及び申出先その他
（事前の事業間調整） 第十二条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書を作成し、前条第一項の事業にあつては当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこれを送付しなければならない。 一 事業者の名称 二 事業の種類 三 事業区域の概要 四 使用の開始の予定時期及び期間 五 その他国土交通省令で定める事項 2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算しておおむね三十日間の期間を定めて、縦覧に供しなければならない。 3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員にその写しを送付しなければならない。 4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。 5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があつたときは、当該調整に努めなければならない。 6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施行することとなつた事業者については、前各項の規定は、適用しない。		

		申出に関し必要な事項
(調書の作成) 第十三条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、当該物件があるときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。 - 一 物件がある土地の所在及び地番 - 二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所 - 三 物件に関して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容 - 四 調書を作成した年月日 - 五 その他国土交通省令で定める事項 2 前項の調書の様式は、国土交通省令で定める。		(調書の記載事項及び様式) 第六条 法第十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、物件又は物件に関する権利に対する損失の補償の見積り及びその内訳とする。 2 法第十三条第二項の規定による調書の様式は、別記様式第八とする。
(使用認可申請書) 第十四条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した使用認可申請書を、第十一条第一項の事業にあっては事業所管大臣を経由して国土交通大臣に、同条第二項の事業にあっては都道府県知事に提出しなければならない。 - 一 事業者の名称 - 二 事業の種類 - 三 事業区域 - 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力 - 五 使用の開始の予定時期及び期間 2 前項の使用認可申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 使用の認可を申請する理由を記載した書類 - 二 事業計画書 - 三 事業区域及び事業計画を表示する図面 - 四 事業区域が大深度地下にあることを証する書類 - 五 前条の規定により作成した調書 - 六 前項第四号の耐力の計算方法を明らかにした書類 - 七 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類 - 八 事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書 - 九 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書 - 十 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の意見書 - 十一 第十二条第五項の規定により調整の申出があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類 - 十二 その他国土交通省令で定める事項 3 第一項の規定により使用認可申請書を提出された事業所管大臣は、		(使用認可申請書の様式等) 第七条 法第十四条第一項の規定による使用認可申請書の様式は、別記様式第九とし、正本一部並びに事業区域が所在する都道府県及び市町村の数の合計に一を加えた部数の写しを提出するものとする。 2 法第十四条第一項第三号の事業区域は、当該事業区域に係る土地の所在及び地表からの深さをもって立体的な範囲を明らかにするものとする。 3 事業区域の全部又は一部について、他の事業者と共同して事業を施行する場合には、共同して法第十条の使用の認可の申請をすることができる。 (使用認可申請書の添付書類の様式等) 第八条 法第十四条第二項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところによって作成し、正本一部及び前条第一項の規定による使用認可申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。 - 一 法第十四条第二項第二号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。 - イ 事業計画の概要 - ロ 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期 - ハ 事業に要する経費及びその財源 - ニ 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由 - ホ 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由 - ニ 法第十四条第二項第三号の事業区域を表示する図面は、平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面とする。 - 三 前号の平面図は、次に定めるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の縮尺五万分の一の地形図の図式により、こ

遅滞なく、当該使用認可申請書及びその添付書類を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。 4 第一項第三号及び第二項第三号に規定する事業区域の表示は、事業区域に係る土地又はこれに定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が、自己の権利に係る土地の地下が事業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が事業区域にあることを容易に判断できるものでなければならない。 5 第二項第八号から第十号までに掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書類を添付しなければならない。		れないものは適宜のものによるものとする。 イ 縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によって事業区域に係る土地の位置を示すこと。 ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、事業区域に係る土地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって事業区域に係る土地を薄い黄色で着色し、事業区域内に井戸その他の物件があるときは、当該物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。 四 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示するものとする。 五 法第十四条第二項第三号の事業計画を表示する図面は、縮尺五十分の一から三千分の一程度までの平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面によって、施設又は工作物の位置及び内容が明らかとなるよう作成するものとする。 六 法第十四条第二項第四号の事業区域が大深度地下にあることを証する書類は、ボーリング調査、物理探査等による地盤調査の結果を記載して、当該事業区域が大深度地下にあることを明らかにしたものとする。 七 法第十四条第二項第八号の事業の用に供する者又は第九号若しくは第十号の行政機関の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。 八 法第十四条第二項第十二号の国土交通省令で定める事項は、基本方針に定められた法第六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置（法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類とする。
（使用認可申請書の補正及び却下） 第十五条 前条の規定による使用認可申請書及びその添付書類が同条又は同条に基づく国土交通省令の規定に違反するときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。使用の認可の申請に際し、第三十九条の規定による手数料を納めないとき又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により手数料を徴収する場合において当該手数料を納めないときも、同様とする。 2 事業者が前項の規定により補正を求められたにかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請書を却下しなければならない。		
（使用の認可の要件） 第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、使用の認可をすることができる。 一 事業が第四条各号に掲げるものであること。 二 事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること 三 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。 四 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。 五 事業計画が基本方針に適合するものであること。	（設置する施設又は工作物の耐力） 第五条 法第十六条第六号の政令で定める耐力は、事業により設置する施設又は工作物の位置、土質及び地下水の状況に応じ、通常の建築物の建築により作用する荷重、土圧及び水圧に対して当該施設又は工作物が安全であることが、国土交通大臣の定める方法により確かめることができる最低の耐力とする。	○国土交通省告示第 292 号（平成 13 年 3 月 23 日） 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第一項の規定に基づき、国土交通大臣の定める方法を定める件 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第五条第一項の規定に基づき、国土交通大臣の定める方法を次のように定める。 第一 設置する施設又は工作物（以下単に「施設等」という。）が安全であることが確かめることができる方法として国土交通大

- 六 事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 七 事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないと認められること。

臣の定める方法は、設置する施設等の頂面において作用する荷重によることとし、第二から第四までに定める方法により算出された通常の建築物の建築により作用する荷重、土圧及び水圧をそれぞれ合計することとし、設置する施設等はこれ以上の耐力を有するものとする。ただし、第二から第四までに定める内容は、トンネル外径十五メートル以内の単円シールドトンネルを対象とするものであり、これ以外の形状、工法等の場合においては、特別な調査又は研究の結果に基づく算出によることができるものとする。

第二 通常の建築物の建築により作用する荷重を求める方法は、平成十三年国土交通省告示第二百九十五号に定める。

第三 土圧は、次の表の（一）項及び（二）項に掲げる式により算出される数値のうちいずれか大きいものとする。

（一）	$P_v = \frac{B(\gamma - c/B)}{K \tan \phi} (1 - e^{-K \tan \phi H/B})$
（二）	$P_{min} = \gamma D$
この表において P_v、P_{min}、k、γ、ϕ、c、D、H 及び B は、それぞれ次の数値を表すものとする。 P_v 緩み土圧（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） P_{min} 最低土圧（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） K 水平土圧と鉛直土圧の比（通常 $K=1$ としてよい） γ 土の水中単位体積重量（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） c 土の粘着力（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） D トンネル外径（単位 メートル） H 地表面から設置する施設等までの深さ（単位 メートル） B 次の式により算出された数値（単位 メートル） $B = R \cot \left(\frac{\pi/4 + \phi/2}{2} \right)$ この式において、R 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R トンネル外径（単位 メートル） ϕ 土の内部摩擦角（単位 ラジアン）	

第四 水圧を求める方法は次の式によるものとする。

$$P_w = 10(H-L)$$

この式において、 P_w 、 H 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

		P_w 水圧（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン） H 地表から設置する施設等までの深さ（単位 メートル） L 地表から地下水までの深さ（単位 メートル）			
	2 前項の通常の建築物の建築により作用する荷重は、その建築により地表から二十五メートルの深さまで排土するものとした場合において増加荷重が一平方メートル当たり三百キロニュートンとなる建築物（当該建築物を通常の建築物として想定することが、その区域に適用される法令の規定による制限（建築物の高さ制限その他の建築することができる建築物の荷重に影響を及ぼす制限に限る。）からみて適切でない区域として国土交通大臣が指定する区域にあっては、当該区域において建築が想定される最大の荷重の建築物として別に国土交通大臣が定める荷重の建築物）が施設又は工作物に作用する荷重とし、土質、地下水の状況及び支持地盤の位置に応じ、国土交通大臣が定める方法により算定するものとする。	○国土交通省告示第 293 号（平成 13 年 3 月 23 日） （改正平成 16 年 9 月 28 日国土交通省告示第 1163 号） 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を定める件 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区域を次のように定める。 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条（同法第四十三条第二項、第五十五条の二第二項及び第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示された進入表面、転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の投影面と一致する区域 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の区域 三 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区のうち、建築物の高さの最高限度が定められている区域 四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定により建築物の高さその他建築することができる建築物の荷重に影響を及ぼす制限がある区域 ○国土交通省告示第 294 号（平成 13 年 3 月 23 日） 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める荷重の建築物を定める件 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める荷重の建築物を次のように定める。 国土交通大臣が定める荷重の建築物は、次の表の（一）項又は（二）項の上欄に掲げる場合において、それぞれ（一）項若しくは（三）項の下欄又は（二）項若しくは（三）項の下欄に掲げる式により算出される数値のうちいずれか小さい方の荷重の建築物とする。ただし、これにより難いときは、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出された荷重の建築物とすることができるものとする。 <table><tr><td>（一）</td><td>平成十三年国土交通省告示第二九十三号により国土交通大臣が定する区域のうち、都市計画法昭和四十三年法律第百号）第八第一項第一号の第一種低層住居用地域及び第二種低層住居専用域内の区域を除く区域</td><td>$p=246+p_u$</td></tr></table>	（一）	平成十三年国土交通省告示第二九十三号により国土交通大臣が定する区域のうち、都市計画法昭和四十三年法律第百号）第八第一項第一号の第一種低層住居用地域及び第二種低層住居専用域内の区域を除く区域	$p=246+p_u$
（一）	平成十三年国土交通省告示第二九十三号により国土交通大臣が定する区域のうち、都市計画法昭和四十三年法律第百号）第八第一項第一号の第一種低層住居用地域及び第二種低層住居専用域内の区域を除く区域	$p=246+p_u$			

		<table><tr><td>(二)</td><td>都市計画法第八条第一項第一号の一種低層住居専用地域又は第二種住居専用地域内の区域</td><td>$p=p_u$</td></tr><tr><td>(三)</td><td>すべての場合</td><td>$p=300+25\gamma_e$</td></tr><tr><td colspan="3"> この表において、p 及び p_u は、それぞれ次の数値を表すものとする。 p 建築物の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） p_u 次の式で算出する建築物の地上階の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） $p_u=18f$ この式において、f は、次の数値を表すものとする。 f 次の式で算出して求めた値を切り上げることによって得た地上階の階数（単位 階） $f=H_b/3$ この式において、H_b は、次の数値を表すものとする H_b 当該地域において法令の規定により建築することが可能な建築物の高さ（単位 メートル） γ_e 排土荷重算定時の土の単位体積重量（地下水位以上では、土の湿潤単位体積重量（γ_t）、地下水位以下では、土の飽和単位体積重量（γ_{sat}）とする。）（単位 一立方メートルにつきキロニュートン） </td></tr></table>	(二)	都市計画法第八条第一項第一号の一種低層住居専用地域又は第二種住居専用地域内の区域	$p=p_u$	(三)	すべての場合	$p=300+25\gamma_e$	この表において、p 及び p_u は、それぞれ次の数値を表すものとする。 p 建築物の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） p_u 次の式で算出する建築物の地上階の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） $p_u=18f$ この式において、f は、次の数値を表すものとする。 f 次の式で算出して求めた値を切り上げることによって得た地上階の階数（単位 階） $f=H_b/3$ この式において、H_b は、次の数値を表すものとする H_b 当該地域において法令の規定により建築することが可能な建築物の高さ（単位 メートル） γ_e 排土荷重算定時の土の単位体積重量（地下水位以上では、土の湿潤単位体積重量（γ_t）、地下水位以下では、土の飽和単位体積重量（γ_{sat}）とする。）（単位 一立方メートルにつきキロニュートン）		
(二)	都市計画法第八条第一項第一号の一種低層住居専用地域又は第二種住居専用地域内の区域	$p=p_u$									
(三)	すべての場合	$p=300+25\gamma_e$									
この表において、p 及び p_u は、それぞれ次の数値を表すものとする。 p 建築物の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） p_u 次の式で算出する建築物の地上階の荷重（単位 一平方メートルにつきキロニュートン） $p_u=18f$ この式において、f は、次の数値を表すものとする。 f 次の式で算出して求めた値を切り上げることによって得た地上階の階数（単位 階） $f=H_b/3$ この式において、H_b は、次の数値を表すものとする H_b 当該地域において法令の規定により建築することが可能な建築物の高さ（単位 メートル） γ_e 排土荷重算定時の土の単位体積重量（地下水位以上では、土の湿潤単位体積重量（γ_t）、地下水位以下では、土の飽和単位体積重量（γ_{sat}）とする。）（単位 一立方メートルにつきキロニュートン）											
（使用の認可の条件） 第十七条 使用の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 2 前項の条件は、使用の認可の趣旨に照らして、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。 （関係行政機関の意見の聴取等） 第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、第十四条第五項の規定により意見書の添付がなかったときその他必要があると認めるときは、同条第二項第八号の事業の用に供する者又は申請に係る事業の施行について関係のある行政機関の意見を求めなければならない。ただし、同号の事業の用に供する者については、その者を確知することができないときその他その意見を求めることができないときは、この限りでない。 2 申請に係る事業の施行について関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を述べることができる。 （説明会の開催等）		○国土交通省告示第 295 号（平成 13 年 3 月 23 日） 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を定める件 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第五条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法を次のように定める。 通常の建築物の建築により作用する荷重を算定する方法として国土交通大臣が定める方法は、次の表の（一）項から（三）項までの下欄に掲げる式によるものとする。ただし、これにより難しいときは、特別な調査又は研究の結果に基づく算出によることができるものとする。 <table><tr><td>(一)</td><td>地下水位の深さが地表から二十五メートルより浅い場合</td><td>$p = \frac{70(p+10L-250)}{2(H-h)+70}$ 但し、h が 25 メートル </td></tr></table>	(一)	地下水位の深さが地表から二十五メートルより浅い場合	$p = \frac{70(p+10L-250)}{2(H-h)+70}$ 但し、h が 25 メートル						
(一)	地下水位の深さが地表から二十五メートルより浅い場合	$p = \frac{70(p+10L-250)}{2(H-h)+70}$ 但し、h が 25 メートル									

第十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(使用の認可の手續に関する土地収用法の準用)
第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事が使用の認可に関する処分を行おうとする場合の手續については、前二条に規定するもののほか、土地収用法第二十二条から第二十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「事業の認定」とあり、並びに同条第二項中「認定」とあるのは「使用の認可」と、同法第二十三条第一項中「場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他」とあるのは「場合において」と、同条第二

(参考) 【土地収用法】(抄)※傍線部読み替え後
(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)
第 22 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。
第 23 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。
2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、事業者の名

		ル以下の場合、 h=25 とする
(二)	地下水位の深さが地表から二十五メートル以深の場合	$P = \frac{70p}{2(H-h)+70}$ ただし、h が 25 メートル以下の場合、 h=25 とする
(三)	(一)、(二)にかかわらず、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の区域	$P = r \cdot p$

この表において、P、L、H、h、r 及び p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 通常の建築物の建築により作用する荷重(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
L 地表から地下水位までの深さ(単位 メートル)
H 地表から設置する施設又は工作物までの深さ(単位 メートル)
h 地表から支持地盤の上面までの深さ(単位 メートル)
r 当該区域において指定されている建ぺい率
p 次の式により算出した建築物の荷重(平成十三年国土交通省告示第二百九十三号により国土交通大臣が指定する区域においては、平成十三年国土交通省告示第二百九十四号による荷重とする。)(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
$$p = 300 + 25\gamma_e$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{この式において、}\gamma_e\text{は、次の数値を表すものとする。} \\ \gamma_e \text{ 排土荷重算定時の土の単位体積重量(地下水位以上では、土の湿潤単位体積重量}(\gamma_t)\text{、地下水位以下では、土の飽和単位体積重量}(\gamma_{sat})\text{とする。)} \\ \text{(単位 一立方メートルにつきキロニュートン)} \end{array} \right]$$

(公聴会の手續)
第九条 法第二十条において準用する土地収用法第二十三条第三項の規定による公聴会の手續に關して必要な事項については、土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)第五条から第十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第五条、第六条第二項第一号、第七条第一項、第八条第一項、第九条及び第十一条第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同令第六条第一項中「法第二十三条第二項(法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十条において準用する法第二十

項並びに同法第二十四条第二項及び第四項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第一項から第四項までの規定中「起業地」とあるのは「事業区域」と、同条第一項中「第二十条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十六条」と、同項及び同条第三項中「事業認定申請書」とあるのは「使用認可申請書」と読み替えるものとする。	称、事業の種類及び事業区域並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。 3 公聴会の手続に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。	三条第二項」と、「起業地の存する」とあるのは「事業区域が所在する」と、同令第七条第一項及び第十条第一項中「事業の認定」とあるのは「使用の認可」と読み替えるものとする。
(使用の認可の告示等) 第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によって使用の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該使用の認可を受けた事業者（以下「認可事業者」という。）に文書で通知するとともに、次に掲げる事項をそれぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。 - 一 認可事業者の名称 - 二 事業の種類 - 三 事業区域 - 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力 - 五 使用の期間 2 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知するとともに、事業区域を表示する図面の写しを送付しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。 4 使用の認可は、第一項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。	(事業認定申請書の送付及び縦覧) 第 24 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、<u>使用の認可</u>に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が<u>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十六条</u>に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、<u>事業区域</u>が所在する市町村の長に対して使用認可申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。 2 市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、事業者の名称、事業の種類及び事業区域を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。 3 国土交通大臣は、第1項の規定による送付をしたときは、直ちに、事業区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知し、<u>使用認可申請書</u>及びその添附書類の写を送付しなければならない。 4 市町村長が第1項の書類を受け取つた日から2週間を経過しても、第2項の規定による手続を行わないときは、事業区域を管轄する都道府県知事は、事業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。 5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。 6 前項の規定による都道府県知事の通知を受けた後においては、市町村長は、当該事件につき、第2項の規定による手続を行なうことができない。 (利害関係人の意見書の提出) 第 25 条 前条第2項の規定による公告があつたときは、<u>使用の認可</u>について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。 2 都道府県知事は、国土交通大臣が<u>認可</u>に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを国土交通大臣に送付し、前条第2項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。	
(事業区域を表示する図面の長期縦覧) 第二十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によって使用の認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。 2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十条において準用する土地収用法第二十四条第一項の規定により送付を受けた事業区域を表示する図面を、第二十九条第四項において準用する第二十八条第六項又は第三十条第三項若しくは第四項（事業区域の全部の使	(参考) 【土地収用法】 (抄) ※傍線部読み替え後 (事業認定申請書の送付及び縦覧) 第 24 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、<u>使用の認可</u>に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が<u>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十六条</u>に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、<u>事業区域</u>が所在する市町村の長に対して使用認可申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。	

用が廃止された場合に限る。)の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。 3 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。	2・3 (略) 4 市町村長が第1項の書類を受け取った日から2週間を経過しても、第2項の規定による手続を行わないときは、事業区域を管轄する都道府県知事は、事業者の申請により、当該市町村長に代わってその手続を行なうことができる。 5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わって手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。 6 (略)	
(登録簿) 第二十三条 都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿(次項において単に「登録簿」という。)を調製し、公衆の閲覧に供するとともに、請求があったときはその写しを交付しなければならない。 2 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。		(登録簿の調製) 第十条 登録簿は、調書及び図面をもって組成する。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 - 一 使用の認可の年月日 - 二 認可事業者の名称 - 三 事業の種類 - 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力 - 五 事業区域 - 六 使用の期間 - 七 調製年月日 3 第一項の図面は、第九条の規定により提出された法第十四条第二項第三号の事業区域及び事業計画を表示する図面の写しとする。 4 都道府県知事は、第一項の調書又は図面について変更があったときは、速やかに、登録簿に必要な修正を加えなければならない。 (登録簿の閲覧) 第十一条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(次項において単に「閲覧所」という。)を設けなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。
(使用の認可の拒否) 第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請に係る事業者文書で通知しなければならない。 (使用の認可の効果) 第二十五条 第二十一条第一項の規定による告示があったときは、当該告示の日において、認可事業者は、当該告示に係る使用の期間中事業区域を使用する権利を取得し、当該事業区域に係る土地に関するその他の権利は、認可事業者による事業区域の使用を妨げ、又は当該告示に係る施設若しくは工作物の耐力及び事業区域の位置からみて認可事業者による事業区域の使用に支障を及ぼす限度においてその行使を制限される。		

（占用の許可等の特例） 第二十六条 前条の規定に基づく認可事業者による事業区域の使用については、道路法、河川法その他の法令中占用の許可及び占用料の徴収に関する規定は、適用しない。		
（使用の認可に基づく地位の承継） 第二十七条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他認可事業者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、当該認可事業者が施行する事業の全部を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。		
（権利の譲渡） 第二十八条 使用の認可に基づく権利の全部又は一部は、第十一条第一項の事業にあっては国土交通大臣、同条第二項の事業にあっては都道府県知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項の規定による国土交通大臣への承認の申請は、事業所管大臣を経由して行わなければならない。この場合においては、事業所管大臣は、遅滞なく、申請書を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。 3 第一項の規定による承認の申請書の様式は、国土交通省令で定める。 4 第十七条の規定は、第一項の規定による承認について準用する。 5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による承認をしたときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知するとともに、国土交通大臣にあっては関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあっては国土交通大臣に報告しなければならない。 7 使用の認可に基づく権利の全部又は一部を譲り受けた者は、譲渡人が有していた使用の認可に基づく地位を承継する。		（承認の申請書の様式） 第十二条 法第二十八条第三項の規定による承認の申請書の様式は、別記様式第十とする。
（使用の認可の取消し） 第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の認可（前条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。）を取り消すことができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。 二 施行する事業が第十六条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。 三 正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき。 四 第十七条（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定により使用の認可に付された条件に違反したとき。 2 国土交通大臣は、前項の規定により使用の認可を取り消そうとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴かななければならない。 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により使用の認可を取り消したときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。 4 前条第六項の規定は、前項の規定による告示をした場合に準用する。		

5 使用の認可は、第三項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力を失う。		
(事業の廃止又は変更) 第三十条 第二十一条第一項の規定による告示があった後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨（事業区域の一部を使用する必要がなくなったときにあっては、使用の必要がない事業区域の部分及びこれを表示する図面を含む。）を届け出なければならない。 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受け取ったときは、事業区域の全部又は一部の使用が廃止されたこと（事業区域の一部の使用の廃止にあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分を含む。）を、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。 3 国土交通大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長及び関係都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。 4 都道府県知事は、第二項の規定による告示をしたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知し、国土交通大臣に報告するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあっては、当該市町村長に使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。 5 第三項又は前項の通知（事業区域の一部の使用の廃止に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた市町村長は、直ちに、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面を第二十二条第二項に規定する日まで公衆の縦覧に供しなければならない。 6 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第三項又は第四項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。 7 使用の認可は、第二項の規定による告示があった日から将来に向かって、その効力（事業区域の一部の使用の廃止に係るものにあっては、使用の廃止に係る事業区域の部分における効力）を失う。	(参考) 【土地収用法】（抄）※傍線部読み替え後 （事業認定申請書の送付及び縦覧） 第 24 条 （略） 2・3 （略） 4 市町村長が第 1 項の書類を受け取つた日から 2 週間を経過しても、第 2 項の規定による手続を行なわないときは、事業区域を管轄する都道府県知事は、事業者の申請により、当該市町村長に代わつてその手続を行なうことができる。 5 前項の規定により、都道府県知事が市町村長に代わつて手続を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該市町村長に通知しなければならない。 6 （略）	(事業の廃止又は変更の届出の様式) 第十三条 法第三十条第一項の規定による事業の廃止又は変更の届出の様式は、別記様式第十一とする。
(事業区域の明渡し) 第三十一条 認可事業者は、事業の施行のため必要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。 2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。 3 第一項の規定による明渡し of 請求があった物件を占有している者は、明渡し of 期限までに、物件の引渡し又は移転（以下この章において「物		

件の引渡し等」という。)を行わなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。 4 第一項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。		
(事業区域の明渡しに伴う損失の補償) 第三十二条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第一項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。 2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。 3 認可事業者は、前条第二項の明渡しの期限までに第一項の規定による補償額を支払わなければならない。 4 第二項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第九十四条第二項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。 5 前項において準用する土地収用法第九十四条第二項又は第九項の規定による裁決の申請又は訴えの提起は、事業の進行及び事業区域の使用を停止しない。 (補償金の供託) 第三十三条 認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第三項の規定による補償金の支払に代えて、これを供託することができる。 一 補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。 二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。 三 認可事業者が補償金を受けるべき者を確知することができないとき。ただし、認可事業者に過失があるときは、この限りでない。 四 認可事業者が収用委員会が裁決した補償金の額に対して不服があるとき。 五 認可事業者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。 2 前項第四号の場合において、補償金を受けるべき者の請求があるときは、認可事業者は、自己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金の額との差額を供託しなければならない。 3 認可事業者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償金を供託しなければならない。 4 前三項の規定による供託は、事業区域の所在地の供託所にしなければならない。 5 認可事業者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。	(参考) 【土地収用法】 (抄) ※傍線部読み替え後 (前3条による損失の補償の裁決手続) 第94条 (略) 2 前項の規定による協議が成立しないときは、認可事業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。 3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一 裁決申請者の氏名及び住所 二 相手方の氏名及び住所 三 事業の種類 四 損失の事実 五 損失の補償の見積及びその内訳 六 協議の経過 4 第19条の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第94条第3項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。 5 収用委員会は、第3項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第19条第2項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第3項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。 6 第50条及び第5章第2節（第63条第1項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第50条、第61条第1項、第63条第2項から第5項まで、第64条第2項及び第66条第3項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第50条第2項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第2項及び第3項中「第48条第1項各号又は前条第1項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第5項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第94条第8項の規定による裁決」と、第63条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「第40条第1項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第43条第1項の規定による意見書により申し立てた事項又は第1項若しくは第2項」とあるのは「第94条第3項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第2項」と、第65条第1項第1号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第65条の2第1項、第2項及び第7項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）」と読み替えるもの	

(物上代位) 第三十四条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。 (事業区域の明渡しの代行) 第三十五条 第三十一条第三項本文の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、認可事業者の請求により、物件の引渡し等を行うべき者（以下この条及び次条において「義務者」という。）に代わって、物件を引き渡し、又は移転しなければならない。 一 義務者がその責めに帰すことができない理由によりその義務を履行することができないとき。 二 認可事業者が過失がなく義務者を確知することができないとき。 2 市町村長は、前項の規定により物件の引渡し等を行うのに要した費用を義務者から徴収するものとする。 3 前項の場合において、市町村長は、義務者及び認可事業者にあらかじめ通知した上で、第一項の規定により市町村長が物件の引渡し等を行うのに要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が認可事業者から受けるべき第三十二条第一項の補償金を義務者に代わって受けることができる。 4 認可事業者が前項の規定により補償金の全部又は一部を市町村長に支払った場合においては、この法律の適用については、認可事業者が市町村長に支払った金額の限度において、第三十二条第一項の補償金を支払ったものとみなす。 5 市町村長は、第二項に規定する費用を第三項の規定により徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、義務者に対し、あらかじめ納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。 6 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定によって通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 7 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第五項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によって、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 (事業区域の明渡しの代執行) 第三十六条 第三十一条第三項本文の場合において義務者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡し of 期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、認可事業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 2 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による代執行に要した費用を徴収する場合に準用する。 (その他の損失の補償) 第三十七条 第三十二条第一項に規定する損失のほか、第二十五条の規	とする。 7 収用委員会は、第2項の規定による裁決の申請が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。 8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第6項において準用する第63条第2項の規定による意見書若しくは第6項において準用する第65条第1項第1号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第133条第2項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から60日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴えを提起しなければならない。 10 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第8項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に掲げる債務名義とみなす。 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第29条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。 12 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。	
--	---	--

定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第二十一条第一項の規定による告示の日から一年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。 2 前項の規定による損失の補償については、第三十二条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。 （原状回復の義務） 第三十八条 認可事業者は、使用の認可の取消し、事業の廃止又は変更その他の事由によって事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該事業区域の全部若しくは一部を原状に復し、又は当該事業区域の全部若しくは一部及びその周辺における安全の確保若しくは環境の保全のため必要な措置をとらなければならない。		
（手数料） 第三十九条 第十四条の規定によって国土交通大臣に対して使用の認可を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。	（手数料） 第六条 法第三十九条の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。 一 事業区域の延長が二キロメートル以下の場合 七十万八千八百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次号において同じ。）による場合にあっては、七十万六千四百円） 二 事業区域の延長が二キロメートルを超える場合 七十万八千八百円（電子申請による場合にあっては、七十万六千四百円）に事業区域の延長の二キロメートルを超える部分が一キロメートルに達するごとに十四万四千六百円を加えた金額	
（鑑定人等の旅費及び手当の負担） 第四十条 第九条又は第三十二条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第六項の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、事業者の負担とする。 （行政手続法の適用除外） 第四十一条 この法律において準用する土地収用法の規定により収用委員会又はその会長若しくは指名委員がする処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。 （都道府県知事がした処分等に対する不服申立て） 第四十二条 都道府県知事がした使用の認可に関する処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。 2 都道府県知事が使用の認可に関する処分についての審査請求の裁決をした場合には、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。 （不服申立てに対する決定及び裁決） 第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての審査請求に対する裁決は、事業所管大臣の意見を		

聴いた後にしなければならない。 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可についての審査請求又は再審査請求があった場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に関して違法があっても、それが軽微なものであって使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、裁決をもって当該審査請求又は再審査請求を棄却することができる。 （使用の認可の手続の省略） 第四十四条 審査請求又は再審査請求に対する裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行った手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となったものを除き、省略することができる。 （訴訟） 第四十五条 この法律において準用する土地収用法の規定に基づく収用委員会の裁決に関する訴えは、これを提起した者が事業者であるときは損失を受けた者を、損失を受けた者であるときは事業者を、それぞれ被告としなければならない。		
（期間の計算、通知及び書類の送達の方法に関する土地収用法の準用） 第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算、通知及び書類の送達の方法については、土地収用法第百三十五条の規定を準用する。	（通知） 第七条 通知は、書面によってしなければならない。ただし、法 第九条において準用する土地収用法第十四条第二項及び第三項の規定による通知は、口頭ですることができる。 2 法第九条において準用する土地収用法第十一条第四項、第十二条第二項及び第九十四条第五項、法第二十一条第一項、法第二十四条、法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第五項、法第三十五条第三項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに法第三十五条第五項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、その命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させること又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるものによって通知を受けるべき者に送付することによって行わなければならない。 3 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二条、第百三条、第百五条、第百六条及び第百九条の規定は、前項の規定によって通知をする場合に準用する。この場合において、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。 4 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による通知がされたときは、通知すべき者が命じた職員は、その旨を通知を受けた者に通知しなければならない。	（参考）【民事訴訟法】（抄）※傍線部読み替え後 （訴訟無能力者等に対する送達） 第 102 条 未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人に対する送達は、その法定代理人にする。 2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その 1 人にすれば足りる。 3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。 （送達場所） 第 103 条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。 2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第 1 項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。 （出会送達） 第 105 条 前 2 条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第 1 項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

	第八条 市町村長は、法第三十五条第三項の規定により通知をする場合において、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないとき又は前条第三項の規定によることができないときは、公示による通知を行うことができる。 2 公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を市町村の掲示場に掲示して行うものとする。 3 市町村長は、必要があると認めるときは、事業区域の所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載することを求め、通知を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があった旨を掲示することを求め、又は公示による通知があった旨を官報に掲載することができる。 4 前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その求めを受けた日から一週間以内に、都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。 5 市町村長が第二項の規定による掲示をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に通知があったものとみなす。	(補充送達及び差置送達) 第 106 条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。 2 就業場所（第 104 条第 1 項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に会わない場合において、第 103 条第 2 項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。 3 送達を受けるべき者又は第 1 項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。 (送達報告書) 第 109 条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを通知すべき者に提出しなければならない。
	第九条 前条の規定は、法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定により都道府県知事が通知をする場合に準用する。この場合において、前条第一項、第三項及び第五項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「市町村の掲示場に掲示して」とあるのは「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して」と、同条第三項中「所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載することを求め、」とあるのは「所在する市町村の長若しくは」と、同条第四項中「前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その」とあるのは「市町村長は、前項の」と、「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村」とあるのは「当該市町村」と、同条第五項中「掲示をした」とあるのは「掲示及び掲載をした」と読み替えるものとする。	(参考) 【準用して読み替える政令第八条】 第八条 市町村長は、法第三十五条第三項の規定により通知をする場合において、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないときは、公示による通知を行うことができる。 2 公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を市町村の掲示場に掲示して行うものとする。 3 市町村長は、必要があると認められるときは、事業区域の所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の公報に掲載することを求め、通知を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があった旨を掲示することを求め、又は公示による通知があった旨を官報に掲載することができる。 4 前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その求めを受けた日から一週間以内に、都道府県の掲示場に掲示すると共に都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村の掲示場に掲示しなくてはならない。 5 市町村長が第二項の規定による掲示をしたときには、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に通知があったものとみなす。
	第十条 前三条の規定によるほか、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条の規定は、法第九条及び第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第五項の規定により収用	(参考) 【土地収用法施行令】（抄）※傍線部読み替え後 第 5 条 収用委員会は、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）

	委員会が通知をする場合に準用する。この場合において 同令第五条第一項中「前条第二項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第七条第三項」と、同項から同条第三項までの規定中「公示送達」とあるのは「公示による通知」と、同項中「収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）」とあるのは「事業区域」と読み替えるものとする。	<u>第七条第三項の規定によることができない場合においては、公示による通知を行うことができる。</u> 2 公示による通知は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。 3 収用委員会は、必要があると認めるときは、事業区域の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があつた旨を掲示することを求め、又は<u>公示による通知があつた旨を官報に掲載することができる。</u> 4 市町村長は、前項の求めを受けた日から1週間以内に、当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。 5 収用委員会が第2項の規定による掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して20日を経過した時に送達があつたものとみなす。
	（書類の送達） 第十一条 書類の送達については、土地収用法施行令第四条第一項から第三項まで及び第五条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）」とあるのは、「事業区域」と読み替えるものとする。	（参考）【土地収用法施行令】（抄）※傍線部読み替え後（書類の送達） 第4条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。 一 送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法 二 送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六条において「書留郵便等」という。）によつて送達する方法 2 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二百二条、第二百三条及び第九十九条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第二百五条及び第二百六条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第七百七条の規定はこの項において準用する同法第二百六条の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第七百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。 3 収用委員会の事務を処理する職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を送達を受けた者に通知しなければならない。
（代理人） 第四十七条 この法律で定める手続その他の行為を代理人が行うときは、当該代理人は、書面をもって、その権限を証明しなければならない。		
（権限の委任） 第四十八条 この法律に規定する国土交通大臣又は事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。		
（事務の区分） 第四十九条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（第十一条第一項の事業に関するものに限る。）は地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（第十一条第二項の事業に関するものに限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。 一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第十一条第一項及び第四項並びに第十四条第一項、第二十条において準用する同法第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条第二項、第二十二條第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及	（事務の区分） 第十二条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十一条第一項の事業に関するものに限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（法第十一条第二項の事業に関するものに限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。 一 都道府県が第八条第四項、第九条において準用する第八条第一項及び第三項並びに第十条及び前条において準用する土地収用法施行令第五条第一項及び第三項の規定により処理す	

ひ第五項、第二十三條第一項、第三十六條第一項並びに同條第二項において準用する第三十五條第三項の規定により処理することとされている事務 二 市町村が第九條において準用する土地収用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十條において準用する同法第二十四條第二項、第二十二條第二項、第三十條第五項並びに第三十五條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務	ることとされている事務 二 市町村が第八條第一項及び第三項、同條第四項（第九條において準用する場合を含む。）並びに第十條及び前條において準用する土地収用法施行令第五條第四項の規定により処理することとされている事務	一 前項において準用する民事訴訟法第百六條第二項の規定による送達がされた場合 その旨 二 前項において準用する民事訴訟法第百七條第一項の規定による送達がされた場合 その旨及び書留郵便等に付して発送した時に書類の送達があつたものとみなされる旨
（指定都市の区及び総合区に関する特例） 第五十條 この法律（第七條第三項を除く。）の規定中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。 （政令への委任） 第五十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手續その他の事項については、政令で定める。 第五十二條 第九條又は第三十二條第四項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二号の規定によって、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第九條において準用する土地収用法第十一條第一項に規定する場合において、都道府県知事の許可を受けずに土地に立ち入り、又は立ち入らせた事業者 二 第九條において準用する土地収用法第十三條の規定に違反して同法第十一條第三項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者 三 第九條において準用する土地収用法第十四條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等（同項に規定する試掘等をいう。）を行った者 第五十四條 第九條又は第三十二條第四項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第三号の規定による実地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。 第五十六條 次の各号のいずれかに該当する場合は、十万円以下の過料に処する。		第5條 収用委員会は、送達受けるべき者の住所、居所その通すべき場所を確知することができない場合においては、公示送達を行うことができる。 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の揭示場に揭示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。 3 収用委員会は、必要があると認めるときは、事業区域の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があつた旨を揭示することを求め、又は公示による通知があつた旨を官報に掲載することができる。 4 市町村長は、前項の求めを受けた日から1週間以内に、当該市町村の揭示場に揭示しなければならない。 5 収用委員会が第2項の規定による揭示及び掲載をしたときは、その揭示を始めた日の翌日から起算して20日を経過した時に送達があつたものとみなす。

一 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。 二 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。 三 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。		
附 則 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 〔平成一二年政令第四九九号で同一三年四月一日から施行〕 附 則 (平成一二・五・三一法第九一) 抄 (施行期日) 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日〔平成一三年四月一日〕から施行する。 附 則 (平成一三・七・一一法一〇三) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成一四年政令第一八三号で同年七月一〇日から施行〕 附 則 (平成一四・一・一二・四法一三〇) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、〔中略〕同年〔平成一五〕十月一日から施行する。 附 則 (平成一四・一・一二・一八日法一八〇) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。〔後略〕 附 則 (平成一四・一・一二・一八法一八二) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、〔中略〕当該各号に定める日から施行する。 一 附則〔中略〕第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日 二 〔省略〕 附 則 (平成一五・七・二四法一二五) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、〔中略〕当該各号に定める日から施行する。 一・二 〔省略〕 三 〔前略〕附則第三十四条から附則第四十一条まで〔中略〕の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一六年政令第五八号で同一六年四月一日から施行〕 附 則 (平成二〇・三・三一法八) 抄	附 則 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。 附 則 (平成一四・一・一二・一八政令三八六) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。 附 則 (平成一七・三・二四政令六〇) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。〔後略〕 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第四条 この政令の施行前にした国土交通大臣に対する使用の認可の申請に係る手数料の額については、第三条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。	附 則 抄 この府令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。 附 則 (平成一四・七・九国交通令八五) 抄 (施行期日) 1 この省令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。 附 則 (平成一五・四・七国交通令六〇) 抄 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一七・三・七国交通令一二) 抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二四・一・三〇国交通令二) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号) (施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。〔後略〕 一・二 〔省略〕 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第十七条 研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業は、附則第十五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第四条に規定する事業とみなす。 附 則 （平成二三・八・三〇法一〇五） 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（略） (罰則に関する経過措置) 第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任） 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 附 則 （平成二五・六・一四法四四） 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置) 第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 附 則 （平成二六・五・三〇法四二） 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 （平成二六・六・一八法七二） 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第六十八条 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の認可の申請につきその使用の認可に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 附 則 （平成二九・六・二法四五） この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の		
--	--	--

二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。 附 則 （令和二年六月一二日法律第四九号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄 （施行期日） 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定公布の日		
--	--	--